

公益財団法人新宿未来創造財団 令和 2 年度第 5 回理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容

議案第 10 号 令和 2 年度第 3 回評議員会の招集について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条の規定に基づき、令和 2 年度第 3 回評議員会を招集すること。

議案第 11 号 令和 3 年度事業計画及び収支予算（資金調達及び設備投資の見込み含む）について

理事会運営規程第 16 条第 1 項シに基づき、令和 3 年度事業計画及び収支予算（資金調達及び設備投資の見込み含む）を承認すること。

議案第 12 号 令和 3 年度資金運用の執行方針及び計画について

資金運用規程第 9 条第 1 項に基づき、令和 3 年度資金運用の執行方針及び計画を承認すること。

議案第 13 号 「新宿シティハーフマラソン積立資産」積立額及び計画期間等の変更について 特定費用準備資金等取扱規程第 6 条第 3 項に基づき、平成 23 年度に特定費用準備資金として創設した「新宿シティハーフマラソン積立資産」の積立額を増額するとともに、計画期間等を変更すること。

議案第 14 号 経理規程の改正について

経理規程を改正すること。

2. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の提案者

理事長 永木秀人

3. 理事会の決議があったものとするみなされた日

令和 3 年 3 月 22 日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 永木秀人

5. 理事総数 13 名の同意書

別添のとおり。

6. 監事総数 3 名の異議がないことを証する書類

別添のとおり。

令和 3 年 3 月 9 日、理事長永木秀人が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和 3 年 3 月 22 日に理事の全員から同意する旨の意思表示を、また監事から異議がない旨の意思表示を得た。そのため、定款第 35 条第 2 項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとするみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとするみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和 3 年 3 月 23 日

公益財団法人 新宿未来創造財団
理事長 永木 秀人